

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（A P 1（1） 総括組織のあり方検討）

H 1 9 年 1 2 月 末 現在

目的	各組織を横断的に総括する仕組みがなく、組織全体としてのQMSの取組みが不足している。このため、組織全体が整合性を持って活動できる仕組みを構築し、統一的管理の向上を図る。	実施内容	1. 総括組織の必要性検討 ・総括組織設置の必要性について検討する。
要求事項	(1) 各組織を横断的に総括する仕組みを構築する。(保安検査) (2) 役割、責任と権限を明確にする。(J E A G 4 1 2 1 レビュー) (3) QMS推進者の設置など各組織間の連携強化策を検討する。(ベンチマーキング) (4) 原子力品質保証委員会の内部コミュニケーションとしての役割を整理する。(保安検査) (5) 組織内における情報交換が確実に実施できる環境を整備する。(現場の声)		2. 各組織を横断的に総括する新たな組織の検討 ・総括組織が担う役割および総括組織の権限について検討する。 ・総括組織と既存組織の関係、体制・必要要員ほかの検討を実施する。
			3. 各組織間の連携強化策の検討 ・各組織間を横断する連携強化策を検討する。 ・内部コミュニケーション(原子力品質保証委員会を含む)のあり方を検討する。

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度		実績			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期				
1. 総括組織の必要性検討		5/17 チーム		7/24 委員会	8/27 委員会		10/15 委員会		11/26 委員会									5/18 第8回QMS検討チームにて審議 (設置の方向性について了解)
																		5/24 保安検査官説明
																		6/25 リーダ会議にてREV依頼
																		7/24 QMS検討委員会で検討状況説明
																		8/17 経営層へ計画説明
																		8/27 QMS検討委員会で検討状況説明
																		関係各所と社内調整開始。
																		10/15 QMS検討委員会で検討状況説明
																		11/26 QMS検討委員会で検討状況説明
																		12/10 QMS検討委員会で保安規定申請内容を審議
																		関係各所との社内調整完了(12月)
2. 各組織を横断的に総括する新たな組織の検討		5/17 チーム		7/24 委員会	8/27 委員会		10/15 委員会		11/26 委員会									
・役割と権限の検討																		
・既存組織との関係、体制・要員検討																		
・社内調整																		
3. 各組織間の連携強化施策の検討					7/24 委員会	8/27 委員会												
・連携強化策を検討																		
・内部コミュニケーションのあり方検討																		

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸念事項他)
<ul style="list-style-type: none"> 組織の必要性検討完了。 総括組織設置の方向性を了承(8/27 QMS委員会) 総括組織の役割(案)作成。 設置体制(案)作成、要員(案)検討済。 設置に向けた社内調整完了。 各組織の連携強化策検討完了。 総括組織の内部コミュニケーションのあり方検討完了。 	(検証方法) <ul style="list-style-type: none"> 現行組織と変更案との得失評価を実施(H19.9) QMSの要求事項を満足しているか検証(H19.10) 新組織移行後に仕組みの有効性評価を実施(H20.3) (検証結果)	(自己評価、再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

信頼回復・企業再生に向けた具的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：電源事業本部（原子力） アクションプラン進捗管理表（AP1(2)(3) 4章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年12月末 現在

目的	QMS高度化計画として、J E A C 4 1 1 1への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、J E A C 4 1 1 1の4章関係のQMS文書を再構築する。	実施内容	1. 品質マニュアル（一次文書）の体系及び構成の策定 2. 二次文書を含む全体体系の策定 3. 文書策定ガイドラインの作成 4. 一次文書、二次文書の作成
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> JEAG4121を念頭に置いたマニュアル体系を再整備及び、内容の再見直し。 品質マニュアルに横串機能がなく、組織全体の統一的管理ができないことの改善。 2次、3次文書と、品質マニュアルとの不整合（2重帳簿）の改善 活動方針の一つである現場が使いやすいシンプルで有効なQMSへの実現。 		

実施事項	スケジュール													備考		
	H18年度			H19年度									H20年度			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		2	3
文書体系、文書変更 現状把握（課題抽出整理）	課題集約			改善策の検討・反映											凡例 計画 実績 	
a. ベンチマーキング ・四国電力,九州電力 b. 文書再レビュー	2社済			九州(要領受領で代替)												
c. 現場の声 (発電所, 協力会社, 本部)	レビュー			伊方(3/13)												
d. 検査官等のご意見	4回実施			改善策の検討・反映												
文書体系の検討 ・文書体系の策定	骨格策定			基本体系(2次文書まで)												
文書変更 (1次文書 a, b)				↑ 詳細体系 文書案検討による具体化												
a. 品質保証規程の改正				検討									改定			
b. 品質保証細則(案)策定				7/18 チーム提案									2重帳簿にならないよう、使いやすい要領類にする。必要により、保安活動内容を見直しする。			
・溶接検査, PP等の取扱い ・責任と権限 (管理責任者, 部長, 所長) ・JEAG4121 抽出事項 ・品質保証マニュアル吸上事項 (2次文書)	抽出			共通要領												
c. 文書・記録管理要則の策定	策定			試行・検証									修正・教育 変更申請			
文書変更案作成の進め方 (ガイド)策定(2次文書) 試行・検証 文書修正・教育 保安規定変更, 運用開始 (3次文書) 各3次文書				必要により反映									変更手続 本格運用・改正			
(3) QMSスリム化(主に3次文書) 活動のスリム化 ・事例作成 ・各部署で課題抽出	作成			抽出									順次見直し策定			
文書のスリム化(主に3次文書) ・文書変更案の作成のガイド ・文書スリム化提言	抽出			スリム化検討・取込									各部署で継続的に活動を展開			

平成19年3月：ベンチマーキング
 平成19年2月：文書再レビュー
 平成19年3月：課題の集約
 平成19年4月：全体体系の策定
 平成19年4月：ガイドラインの策定
 平成19年4月：文書作成作業開始
 平成19年7月：細則案チーム会提出
 平成19年8月：2次文書案チーム会提出
 平成19年8月：試行検証案決定
 平成19年8月：試行検証（レビュー）開始
 平成19年9月：試行検証（検証）開始
 平成19年9月：試行検証（妥当性確認）開始
 平成19年8月：試行検証（レビュー）終了
 平成19年9月：試行検証（検証）終了
 平成19年10月：試行検証（妥当性確認）終了
 平成19年11月：修正終了
 平成19年11月：教育実施（2回発電所，建設所）
 平成19年12月：教育終了（本部）
 平成19年12月：文書全体体系、1、2次文書リリース
 平成19年12月：保安規定変更申請

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>8月中旬に細則，二次文書案を作成終了し，試行・検証計画を策定・決定し，試行・検証段階に移行。</p> <p>9月末時点での状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 試行検証作業（文書レビュー、検証）終了 試行検証作業（妥当性確認）実施中 <p>10月末時点での状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 試行検証作業（妥当性確認）終了 <p>11月末時点での状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正終了 全体体系確定 教育実施（発電所，建設所） <p>12月末時点での状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育実施（本部） 文書全体体系確定、1次，2次リリース 保安規定変更申請 QMS切替え計画検討 	<p>（検証方法）</p> <p>文書が，当初の目的とおり有効に策定されており，かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー，検証，妥当性確認の3段階に分けて確認する。</p> <p>「レビュー」</p> <ul style="list-style-type: none"> 方向性の関係者間における理解・合意 <p>「検証」</p> <ul style="list-style-type: none"> JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 一次文書，二次文書のインターフェース・整合 <p>「妥当性確認（シミュレーション）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場の運営が本文書とおりに廻ること 現場にとって分かりやすく使い易いこと <p>（検証結果）</p> <p>全体で約300人日作業に参加し，二次文書として，以下の点を確認し，若干の指摘事項については，修正により対応した。</p> <p>「レビュー」</p> <ul style="list-style-type: none"> 方向性について，大きな変更なく合意が形成できた。 <p>「検証」</p> <ul style="list-style-type: none"> JEAC4111 への適合，JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題が盛り込まれていることを確認した。 一次文書，二次文書のインターフェース・整合取れていることを確認した。 <p>「妥当性確認（シミュレーション）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場の運営が本文書により実施できることを確認した。 記載内容運用について分かりやすく，使い易いかどうかについて，コメントを受け修正対応した。 	<p>（自己評価，再発防止対策の有効性評価）</p> <p>（内部監査部門の評価）</p> <p>（次年度の取組み）</p>	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（2）（3）5章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年12月末現在

目的	QMS高度化計画として、JEA C 4 1 1 1への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、JEA C 4 1 1 1の5章関係のQMS文書を再構築する。	実施内容	1. マネジメントレビューのシステム構築 システムの構想整理 現行システムの調査、問題点の整理を実施し、他社のシステムを調査する。 マネジメントレビュー要則の整備 効果性を高める活動ができるよう要領の整備を行う。 2. 責任及び権限の整理 考査部門と実施部門 調達部門と実施部門 3. 内部コミュニケーション 現行会議体の位置付け QMS推進者会議（仮称）の設置
要求事項	・マネジメントレビューの効果性を高めるための手順の確立 インプット情報の整理、アウトプットのフォロー、適切な実施時期等、共通ルールの策定 ・保安規定での指摘事項への対応 QMS文書の変更の際の計画、レビューの運営が十分でない。 内部コミュニケーションが原子力品質保証委員会のみである。等 ・QMS関係者意見への対応 QMSにおける各課の役割が明確にされていない。 組織間の情報共有が十分でない。等		

実施項目	スケジュール（平成19年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マネジメントレビューのシステム構築 システムの構想整理 要則の整備		5/22	6/9 6/28 6/4 6/13	7/12	8/9 8/7 8/27							
責任及び権限 考査部門と実施部門 ・マネジメントレビュー			6/8	6/25	8/7							
調達部門と実施部門 ・調達先評価・選定				6/25 7/12 7/24 7/10 7/20								
内部コミュニケーション 現行会議体の位置付け QMS推進者会議体設置				7/5	8/10 8/7 8/30,31							
細則案			6/25	7/5 27	8/8							
試行・検証・変更						8/28 9/7	9/20 10/19	11/19,27 12/7				

- 凡 例 -
：計画， ：実績

1. マネジメントレビューのシステム構築

- ・ H18年度 四国（11/26）、九州（11/24）調査
- ・ H19.5.22 方向性についてGr会議
- ・ H19.5.29 東北電力の仕組み聞き取り
- ・ H19.6.4 要則0次案提示
- ・ H19.6.9 発電所、考査、本部でコア部分検討
- ・ H19.6.13～H19.8.27 要則1～5次案提示
- ・ H19.8.7 発電所と打合せ

2. 責任及び権限

- ・ H19.6.8 素案提示
- ・ H19.6.25 リーダー会に案提示
- ・ H19.7.10 発電所と調整
- ・ H19.7.12,20,24 資材と調整
- ・ H19.8.7 発電所と打合せ

3. 内部コミュニケーション

- ・ H19.5.22 方向性について確認
- ・ H19.7.5, H19.8.7 発電所と打合せ
- ・ H19.8.10 要則0次案提示
- ・ H19.8.30,31 発電所と打合せ

4. 細則案

- ・ H19.5月～6月 原案作成
- ・ H19.6.25 リーダー会に案提示
- ・ H19.7.5 発電所と打合せ
- ・ H19.7.27 リーダー会にて調整
- ・ H19.8.8 修正版作成

5. 試行・検証・修正

- ・ H19.8.28 細則レビュー
- ・ H19.9.7 MR要則6次案・内コミ要則2次案レビュー
- ・ H19.9.20～10.5MR要則7次案（妥当性確認）
- ・ H19.9.21～10.5内コミ要則3次案（妥当性確認）
- ・ H19.10.12 QMSチーム会議に試行・検証結果概要を報告
- ・ H19.10.19 発電所と修正の方向性打合せ
- ・ H19.11.19,27 発電所・建設所教育
- ・ H19.12.7 本部教育

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価,次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> ・決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき、各文書の作成作業を実施。 ・細則案, マネジメントレビュー要則および内部コミュニケーション要則概要を策定(8月23日チーム提出, 8月27日検討会了承) ・試行・検証案計画を策定(8月23日チーム提出, 8月27日検討会了承) ・試行・検証(8月28日~10月5日) ・試行・検証結果に基づき要則の修正完了。 	<p>文書が, 当初の目的とおり有効に策定されており, かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー, 検証, 妥当性確認の3段階に分けて確認する。</p> <p>「レビュー」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性の関係者間における理解・合意 <p>「検証」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JEAC4111への適合, JEAG4121shall事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ・一次文書, 二次文書のインターフェース・整合 <p>「妥当性確認(シミュレーション)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の運営が本文書とおりに廻ること ・現場にとって分かりやすく使い易いこと <p>(検証結果)</p> <p>ルールの変更を伴わない表現の修正により, 円滑な業務への利用が期待できる。</p> <p>手順書がないため, 所々プロセスの流れが詰まったことから, 手順書の整備により円滑な業務への利用が期待できる。</p>	<p>(自己評価, 再発防止対策の有効性評価)</p> <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(次年度への取組み)</p>	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（2）（3）6章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年12月末 現在

目的	J E A C 4 1 1 1への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、J E A C 4 1 1 1の6章QMS文書を再構築する。 （「教育訓練要領」の関係組織における共通文書化を行う。）	実施内容	1. 各組織の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討 2. 教育訓練に関する共通要領の作成 （力量の基準・認定・付与方法の検討） 3. 各組織固有の「教育・訓練手順書」の作成
要求事項	・ QMS再レビュー（J E A G 4 1 2 1）の改善策の反映 ・ 保安検査での違反事項判定表、監視事項処理表など指摘事項への対応 各組織が横断的・連携して取り組む事項、各組織の活動状況を組織全体の視点から分析すべき事項に係る仕組み、手順がない。		

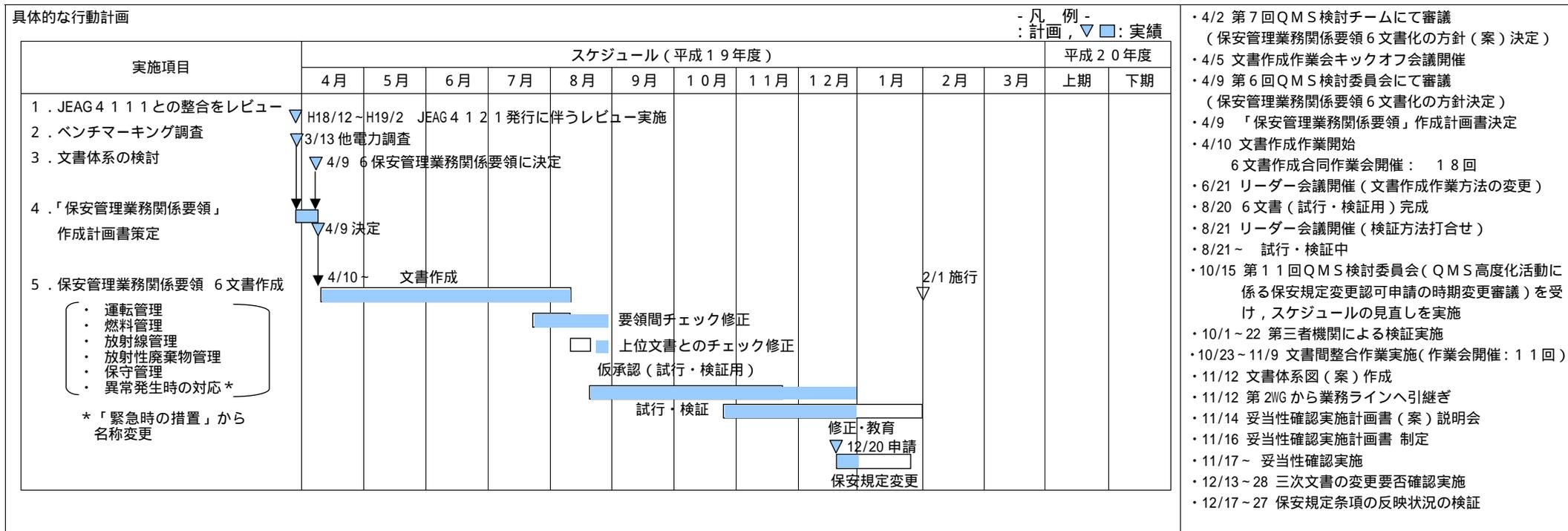
実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度		実績			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期				
1. 組織の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討		5/16 準備会																(1) H19.5.16: 準備会を開催し検討会を設置 ・本検討会の目的、課題の確認 ・原子力部門および業務支援部門（土木）の教育・訓練フローの確認 (2) H19.5.24: 第1回検討会実施 ・ 考査部門の教育・訓練フローおよび関係組織の業務フロー（調達における原子力部門との関り）の確認 ・「共通教育・訓練要領」作成のための課題の検討 (3) H19.6.6: 第2回検討会実施 ・「力量及び教育・訓練要則」の骨子案について検討 (4) H19.6.27: 第3回検討会実施 (5) H19.7.19: 第4回検討会実施 (6) H19.7.30: 第5回検討会実施 (7) H19.8-10: 第6,7回検討会実施 「力量及び教育・訓練要則」及び細則（最終案）作成 (8) H19.9: 細則、要則を発電所及び本部の管理職に説明 (9) H19.10: 力量および教育・訓練要則試行検証実施 (10) H19.10-11: 第8,9回検討会実施 試行検証結果の報告・確認、修正検討 (11) H19.11: 修正版による各所への教育実施 (12) H20.1.9: 第9回検討会実施予定
2. 関係組織共通の「教育訓練要領」の作成 （1）骨子の検討・調整 関係組織の実施業務の明確化			5/24 第1回検討会実施															
（2）「力量及び教育・訓練要則」の作成		6/27 第3回検討会		7/30 第5回検討会				10/11 第7回検討会										
3. 各組織固有の「教育・訓練手順書」の作成			7/19 第4回検討会			8/24 第6回検討会				11/1 第8回検討会								
4. 品質保証細則（6章関係分）作成		7/19 第4回検討会		7/30 第5回検討会						11/27 発電所教育								

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・原子力部門、業務支援部門（土木・建築）、考査部門の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討実施済み ・関係組織の実施業務の明確化および必要力量の検討中。 ・「力量及び教育・訓練要則」（案）について試行検証を完了し、その修正版について各所を教育中。 ・各部署において、同手順書を改正、作成中。 ・「品質保証細則（6章関係分）」の最終版を作成し、細則全体との記載について調整及び教育中。	（検証方法） ・新規に作成した「教育・訓練要則」に則し、本部及び発電所で、個別の手順書を作成し、その手順書により適切な力量設定・教育ができることを確認する。 （検証結果） ・要則に基づき、要員の力量設定、教育・訓練が適切にできる仕組みになっていることを確認した。手順書の作成の為には、一部箇所に加筆の必要があった。	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

実施箇所： 島根原子力発電所
アクションプラン進捗管理表 (保安管理業務 AP 1(2)QMS 文書の変更、AP 1(3)文書、活動のスリム化)

H19年12月末 現在

目的	JEAC4111の要求事項に適合させるとともに現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする。	実施内容	(1)- 現行の保安管理業務要領とJEAC4111の要求事項との整合をレビューした結果を反映し、保安管理業務要領書を改正する。
要求事項	(1) JEAG4121の記載事項と整合させる。(保安検査) (2) 2,3次文書と品質マニュアルの整合を取る。(現場の意見) (3) QMSスリム化の実施(現場の意見他)		(1)- 業務の要求事項を明確化する。(要求事項の細部は3次文書で明確化する。) (2) 管理活動の見直しを通じた保安管理活動全体の改善 (3) 図・表、業務フロー図等を用いたわかり易い文書を作成(スリム化)



現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
・保安管理業務関係要領 6文書。 ・8/20 6文書(試行・検証用)完成 ・試行・検証中(随時文書修正中)	(検証方法) ・今までに抽出された課題への対応確認(チェックリスト) ・具体的な保安業務事例シミュレーションによる妥当性確認 (検証結果)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（A P 2（1） 保全プログラムのレビュー）

H 1 9 年 1 2 月 末 現在

目的	平成 18 年度に発生した C S T の腐食事象等の保守に関するトラブル、および平成 20 年度から導入される新検査制度を踏まえ、適切な保全計画に見直す。	実施内容	1. 従来保全計画策定プロセスの問題点分析、改善案策定 2. 保全の対象範囲の策定 3. 点検計画（要求事項の明確化、点検内容のチェック） 4. 特別な保全計画（要求事項、点検方法のチェック）
要求事項	(1) JEAC4209-200X (2) JEAC4111		

実施項目	スケジュール（平成 19 年度）												平成 20 年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 従来保全計画策定プロセスの問題点分析、改善案策定	[計画]			保守管理要領見直し作業の中で問題点分析を実施						改善案策定 保守管理要領等への反映				
2. 保全の対象範囲の策定	[計画]		保全対象範囲(SHEET1)で保全対象範囲検討終了、系統機能整理表(SHEET2)作成中											
3. 点検計画（要求事項の明確化、点検内容のチェック）				ライン業務の中で新検査対応に必要な資料を整備			点検計画の内容を見直し			ライン業務の中で新検査対応に必要な資料を整備				
4. 特別な保全計画（要求事項、点検方法のチェック）				長期保管実績を元に内容を検討		[計画]			保守管理要領等に反映済					

- 凡 例 -
 □: 計画, ▽: 実績

1. 第 2 WG（保守管理要領の見直し）の中で活動（2 回 / 週）。問題点の抽出を終了し、改善策の方向性についての検討をほぼ終了。合わせて要領類への反映を検討中。

2. 新検査制度対応業務の中で、保全対象範囲(SHEET1)作成、保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にし、重要な系統を選定する。(SHEET2)

3. 2 号機第 14 回定検で点検計画・計画表のチェックを終了。新検査制度の保全の検討の中で必要な資料整備実施

4. 手順書制定済み（11 月 30 日）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
1. 問題点の抽出を完了（6 月末：計画どおり） 改善策の方向性を策定中（9 5 % 終了） 合わせて要領類への反映を検討中（1 0 % 終了） 2. SHEET 1 作成完了（4 月末：計画どおり） （保全対象範囲の策定作業は終了） SHEET 2 作成中（進捗率：4 0 %） 3. 点検計画・計画表のチェック終了 （ライン管理の中で実施） 4. 長期保管について、手順書を制定済（11 月 30 日）	（検証方法） 1. 保守部門内における確認 2. なし、新検査制度対応の中で検証（国による審査等） 3. なし（チェック作業終了） 4. 保守部門内におけるチェック （検証結果） 4. 保守部門内のコメントを反映した。	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP2（2） 設計・開発の改善）

H19年12月末 現在

目的	ECCSストレナーに関する保安検査指摘事項を踏まえ、設計・開発が適切に実施できるようにする。	実施内容	1. 現状の設計・開発の問題点抽出 2. 改善策の策定 3. QMS文書への反映
要求事項	(1) 設計・開発についての責任分担を明確化する。		

具体的な行動計画													- 凡 例 - : 計画, ▽ □ : 実績		・第2WG（保守管理要領の見直し）の中で活動（2回/週） ・改善策を策定中	
実施項目	スケジュール（平成19年度）											平成20年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. 現状の設計・開発の問題点抽出	■				保守管理要領見直し作業の中で問題点分析を実施											
2. 改善策の策定					■											
3. QMS文書への反映							■									

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
1. 問題点の抽出を完了（7月末：目標どおり） 2. 設計・開発要則へ改善要望コメント中 3次文書の策を策定中（進捗率：90%）	（検証方法） QMS高度化の検証または保安運営委員会等で妥当性確認 （検証結果）	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP2（3） 保守管理要員の教育訓練）

H19年12月末 現在

目的	保守管理に求められる教育訓練項目についての問題点・要望事項の抽出し、教育訓練の改善に寄与する。	実施内容	1. 保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出
要求事項	(1) 保守管理に必要な教育・力量の明確化		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出														

- 凡 例 -
 : 計画, ▽ □: 実績

- ・第2WG（保守管理要領の見直し）の中で活動（2回/週）
- ・教育・訓練内容の分析結果確認中
- ・8月に保修員に教育・訓練についての意見募集
- ・教育・訓練項目について整理し、対応検討中

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・現状の教育・訓練の分析終了 ・教育・訓練について保修員に意見募集終了 ・全体集約終了 ・教育・訓練項目の整理結果への対応検討中（進捗率：50%）	（検証方法） 対応方法の検討に伴い、見直し中 （検証結果）	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力） アクションプラン進捗管理表 （AP4（1）マネジメントレビューのシステム構築（2）効果的なマネジメントレビューの実施、（3）品質方針の改正） H19年12月末現在

目的	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる、マネジメントレビューのシステムを構築する。	実施内容	（1）マネジメントレビューのシステムの構築 システムの構想整理 現行システムの調査、問題点の整理を実施し、他社のシステムを調査する。 マネジメントレビュー要則（共通文書）を策定する。 効果性を高める活動ができるよう要則の整備を行う。 ・インプット項目の整理、アウトプットのフォローの仕組み、適切な開催時期設定 等 関係箇所との調整 適宜関係箇所と調整を行う。 評価 秋以降に実施予定のマネジメントレビューに今回、作成の要領を仮適用し、関係箇所からの意見を聴取し検証を行う。 （2）効果的なマネジメントレビューの実施 （3）品質方針の改正、品質目標の設定
要求事項	・QMS再レビュー（JEAG4121）の改善策の反映 ・保安検査での指摘事項への対応 ・インプット情報の整理 ・アウトプットが業務に反映できる仕組みが十分でない。 ・資源の必要性を明らかにして提供する仕組みがない。 ・開催時期が実施部門と監査部門とでずれが生じている。 等 ・設備点検 29 事案の要因分析から「工程優先等経済性重視の考え方」「コンプライアンス意識」「法令・保安規定等に対する判断・遵守の考え方」等に問題があることへの対応。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
（1）マネジメントレビューのシステムの構築 システムの構想整理	他社調査	5/29	5/22											
要則の整備			6/9 6/4	6/28 6/13	7/12	8/9 8/7	9/7 8/27	9/20						
関係箇所との調整			電話・メールで随時調整											
検証						9/7	9/20	10/19	11/19,27	教育（発電所他） 12/7 教育（本部）				
（2）効果的なマネジメントレビューの実施	4/1		6/8	実施					11/5	実施			予定	
（3）品質方針の改正 品質目標の設定	4/2 4/2													

- 凡 例 -
：計画， ：実績

（1）マネジメントレビューのシステムの構築
 ・H18年度 四国（11/26）、九州（11/24）調査
 ・H19.5.22 方向性についてGr会議
 ・H19.5.29 東北電力の仕組み聞き取り
 ・H19.6.4 要則0次案提示
 ・H19.6.9 発電所、考査、本部でコア部分検討
 ・H19.6.13 要則1次案提示
 ・H19.6.28 要則2次案提示
 ・H19.7.12 要則3次案提示
 ・H19.8.7 発電所と打合せ
 ・H19.8.9 要則4次案提示
 ・H19.8.27 要則5次案提示
 ・H19.9.7 要則6次案提示（レビュー）
 ・H19.9.20～10.5 要則7次案提示（妥当性確認）
 ・H19.10.12 QMSチーム会議に試行・検証結果概要を報告
 ・H19.10.19 発電所と修正の方向性打合せ
 ・H19.11.19,27 発電所・建設所教育
 ・H19.12.7 本部教育
 （2）効果的なマネジメントレビューの実施
 ・H19.4.1 マネジメントレビューの変更
 経営会議 社長報告へ変更
 ・H19.6.8, H19.11.5 マネジメントレビュー実施
 ・H20.2月 マネジメントレビュー実施予定
 （3）品質方針の改正
 ・H19.4.2 品質方針の改正、品質目標の設定

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき、各文書の作成作業を実施。 ・細則案、マネジメントレビュー要則概要を策定（8月23日チーム提出、8月27日検討会了承） ・試行・検証案計画を策定（8月23日チーム提出、8月27日検討会了承） ・試行・検証（8月28日～10月5日） ・試行・検証結果に基づき要則の修正完了。	（1）マネジメントレビューのシステムの構築（要則の策定）の検証について 文書が、当初の目的とおり有効に策定されており、かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー、検証、妥当性確認の3段階に分けて確認する。 「レビュー」 ・方向性の関係者間における理解・合意 「検証」 ・JEAG4111への適合、JEAG4121shalI事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ・一次文書、二次文書のインターフェース・整合	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

	<p>「妥当性確認（シミュレーション）」</p> <ul style="list-style-type: none">・現場の運営が本文書とおりに廻ること・現場にとって分かりやすく使い易いこと <p>（検証結果）</p> <p>ルールの変更を伴わない表現の修正により、円滑な業務への利用が期待できる。</p> <p>手順書がないため、所々プロセスの流れが詰まったことから、手順書の整備により円滑な業務への利用が期待できる。</p> <p>（２）効果的なマネジメントレビューの実施（３）品質方針の改正の検証について</p> <p>文書再構築に先行して実施した事項（社長への直接報告、資源に特化したマネレビ、品質方針の改正等）については、次回マネジメントレビュー（平成 20 年 2 月予定）で報告する。</p>		
--	---	--	--

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表（AP4（4） 内部監査のあり方）

平成 19 年 12 月末現在

目的	保安検査での指摘事項を踏まえ、QMSの改善に資するため、内部監査体制の充実、自己評価を導入する。	実施内容	1. 内部監査体制の充実 実施部門と監査部門が双方に分担して監査を行う仕組みを構築する。 2. 自己評価の導入 米国原子力発電所における自己評価活動を調査する。 JIS9006を参照し、目的、しくみ、手順等を新たに構築する。 3. 要領の整備 1. 2. の仕組み・手順を要領類に反映する。
要求事項	保安検査における指摘事項への対応 ・ 評価できる取り組みが実施されてきたにも関わらず、QMS全体の仕組みとプロセスに関する本質的な改善に結びついていない。 ・ 独立監査部門の内部監査については、実施部門から独立した監査部門として、実施部門では果たせない視点での監査の取り組みを行う必要がある。 ・ 実施部門における内部監査は「プロセスの監視」と位置付けられているが、現実には、改善に結びつくような指摘事項がない。 考査部門からの提言 ・ 適合性確認だけでなく有効性・効率の改善につながる内部監査とする必要がある。 ・ QMS活動を推進できる人材を育成する必要がある。		

具体的な行動計画														- 凡 例 - ：計画， ：実績		以下の時期にQMSチーム等へ報告
実施項目	スケジュール（平成19年度）													平成20年度		
内部監査体制の充実	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	1. 内部監査体制の充実 H19.7.18：方針、監査員養成計画 H19.8.23：内部監査要則のQMSチーム報告 H19.8.27：内部監査要則のQMS検討委員会報告 H19.8.27～31：ISO9001 審査員研修コース（5日コース） へ2名派遣 H19.11.19～23：ISO9001 審査員研修コース（5日コース） へ1名派遣 H20.1：手順書整備 H20.2：基本計画承認予定 H20.3：年度計画承認予定 2. 原子力部門が自己評価を行う制度の導入 H20.3：国内外調査結果まとめ H20.4～：不適合・是正処置、予防処置について自己評価計画を策定し実施 平成19年12月の保安検査を踏まえ、自己評価導入計画を一部見直した。	
					7/18			8/27～31			11/19～23					
					内部監査員養成（実施部門）						11/6 手順等提供					
					監査ノウハウの提供（監査部門）						基本計画					
自己評価制度の導入	内部監査要則の整備				8/27			8/23			年度計画			本格運用・改正		
					試運用											
					国内調査（情報収集）									計画策定・本格運用		
					7/10 報告会			10/18 報告会								
				米国原子力発電所における自己評価活動調査												

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・ 5/21：ベンチマーキングとして沖電気の内部監査実施状況を調査 ・ 6/15：ベンチマーキングとして関西電力の内部監査実施状況を調査 ・ 米国原子力発電所における自己評価活動を調査中 ・ 内部監査要則について、検証・修正を終了。	（検証方法） AP1(2),(3)と同じ （検証結果） AP1(2),(3)と同じ	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP5（2）外部コミュニケーションの改善）

H19年12月末 現在

目的	(1) 規制に関する情報の入手・伝達方法や処理・活用方法について、プロセスを明確にする。 (2) 共有すべき情報については、主管箇所、共有化の窓口、伝達ルールを定め、確実な共有化を実施する。	実施内容	(1) 現在、各組織が入手している情報及び入手する必要がある情報について棚卸しを行い、それらの情報について、外コミに相当する情報を選択する。 (2) 選択した情報について現状のプロセスをレビューし、確実に入手し、処理・活用する手順を策定する。 (3) 策定した手順を、QMS文書再構築における外部コミュニケーション要則策定作業のインプットとして、要則に織り込む。
要求事項	(1) H18年第2回保安検査（外部の情報についてどこから、どの情報を入手し、それをどのように処理、活用するかというシステムがない）への対応。 (2) QMS高度化の課題：外部文書を本部・発電所で咀嚼して共有できるようにする必要があることへの対応（RCA） (3) トップマネジメントの意向（コミュニケーション充実、情報共有化）への対応。		

具体的な行動計画

- 凡例 -
 : 計画 ▽ □ : 実績

実施事項	スケジュール																	
	H18年度			H19年度												H20年度		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上	下	
(1) 外部コミュニケーションの改善実施 情報の棚卸、選別 現在のプロセスのレビュー、 入手・処理・活用する手順策定 策定した手順を織り込み、外部 コミュニケーション関連手順作成 各種委員会からの情報						■	■											
							■											
									■	■								

経過

- 6月11日：計画キックオフ
- 6月14日：チーム会提出
- 6月20日：保安検査説明
- 6月29日：棚卸終了
- 7月24～25日：要則作成（手順の確認）
- 8月：試行・検証開始
- 9月：試行・検証

H19.9末を持ってAP5（2）の活動は終了、以降、同活動は、AP1（2）の中で実施する。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> 各担当で入手している情報の棚卸を終了。 手順の作成（既存の手順の確認） 要則作成。 試行・検証開始。 	<p>（検証方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> AP1（7章QMS文書の変更、文書、活動のスリム化）の試行・検証の中で実施。 <p>（検証結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> AP1（7章QMS文書の変更、文書、活動のスリム化）の試行・検証の中で実施。 	<p>（自己評価、再発防止対策の有効性評価）</p> <p>（内部監査部門の評価）</p> <p>（次年度の取組み）</p>	<ul style="list-style-type: none"> なし

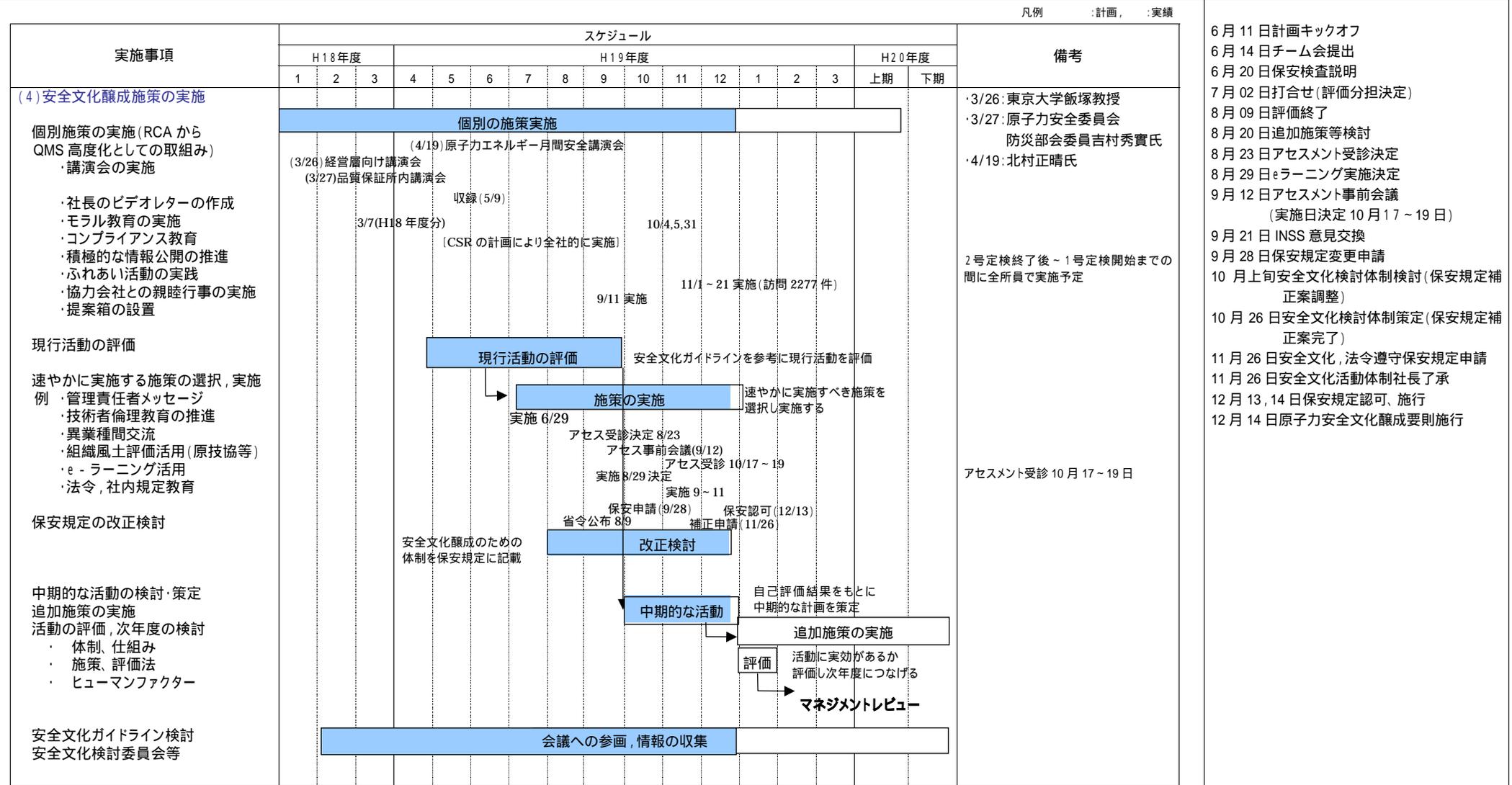
信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）アクションプラン進捗管理表（AP5(4)安全文化醸成）

H19年12月末 現在

目的	QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し、不適切な事案が再発しない組織風土を確かなものとしていくとともに、国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。
要求事項	(1) RCAにおける「トップマネジメントおよび本部経営層の「安全文化の意識浸透」に対するリーダーシップを十分発揮させるQMSとする」ことへの対応。 (2) 安全管理技術評価WG意見「「安全最優先」の考え方の浸透が重要」への対応。 (3) 発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から、「コンプライアンス意識の不足」「工程優先等経済性重視の考え方」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」「社内規定・要領に対する判断・遵守に対する考え方」「事業者としての説明責任」等に問題があることへの対応。 (4) H19年12月の保安規定改定で記載する安全文化醸成のための体制を含めた検討。 (5) H20年度から実施される、安全文化の劣化防止に係る保安検査への対応。 (6) 人的過誤の不適合事象に係る取組みにおける保安検査等への対応。
実施内容	(1) 現行活動の評価、速やかに実施する取組みの選定・実施(H19.5月～10月) 国が整備中の「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組みを評価するガイドライン」における安全文化醸成の取組みを把握する14の項目に当社の現状の安全文化醸成活動を照らし、活動等が不足していると考えられる安全文化の要素を整理する。さらに、速やかに実施していく取組みを選定し実施する。 (2) 中期的な活動の検討、実施(H19.10月～) 安全文化醸成の取組みについての評価結果を分析し、他社の良好事例等を参考にして、中期的な活動計画を明確にする。そして、追加施策を策定し、実施に移す。 活動計画において策定する内容、「体制、仕組み」、「施策、評価法」、「ヒューマンファクターの検討体制、仕組み」 (3) H19年度の活動の評価、次年度活動の検討(H20.1月) H19年度の活動が実効あるものになっているか、不足している活動要素は何か等について評価し、活動計画を見直すとともに、マネジメントレビューへのインプットとする。



現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価，次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施中の施策について，実施状況をフォロー中。 ・ 評価を実施し，早急に実施する施策として以下し実施中 <ul style="list-style-type: none"> e ラーニング(JANTI) <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月末受講度約 20% 安全文化アセスメント(JANTI) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診完了(10月17～19日) ・ その他の追加施策の実施について検討中 ・ 安全文化の体制を検討・策定し保安規定(1号2号)記載案に反映 ・ 安全文化の体制を策定(保安規定に記載案を作成し申請実施) ・ 11/22:吉田先生に講演を打診 ・ e ラーニング(JANTI)11月末受講度約 70% ・ 12月13,14日:安全文化ほか保安規定認可、施行 ・ 12月14日:安全文化、コンプライアンス体制整備(原子力安全文化醸成要則施行) ・ 12月下旬:異業種間交流 JR 西日本打診し実施合意 ・ 12月下旬:技術者倫理教育(吉田先生)了承 ・ 12月:安全文化指標検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート，試験，意見交換等により，理解度，浸透度を把握する。 	<p>(自己評価，再発防止対策の有効性評価)</p> <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(次年度の取組み)</p>	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP6（1）QMSの教育の改善（QMS関係分））

H19年12月末 現在

目的	原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、JEAC4111の基本的な理解を習得させる。管理職及びQMS活動の主導的な推進者に対し、QMSのより深い知識を習得させることにより「キーマン」を養成し、QMS活動の全体の底上げを図るとともに、より有効な活動にする。	実施内容	1.改善した教育計画の策定およびその確実な実施 (1)階層別教育の計画的実施 (2)全体集合教育の計画的実施 2.新しい教育プログラムの導入 個々の要員自らが、主体的にQMSの基本を学び理解を深めることを目的として、e-ラーニングによるQMS教育（JEAC4111の概要：制定の経緯、特長、原子力発電所における品質保証活動等）を導入。
要求事項	1.平成18年度に実施したQMSレビュー結果の反映 (1)現場の声の反映（JEAC4111の理解不足、抽象的な表現が多くてなじめない、管理職のQMSに関する理解度が十分でない） (2)根本原因分析からの課題（QMS教育の充実を図る必要がある） 2.発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から判明した、「不適合管理の不備」の問題を解消する必要がある。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期				
1.教育計画の策定及び改善			6.8 検討会			9.25 検討会			11.21 関電ベンチマーク								次年度教育計画に反映	
		教育計画の策定	QMS教育の改善検討															
2.階層別教育の計画的実施																		
			継続実施（適宜計画見直し）														改善・強化	
3.全体集合教育の計画的実施																		
			継続実施（適宜計画見直し）														改善・強化	
4.e-ラーニングの導入				導入決定	製作開始													
		導入検討	製作							導入・運用								改善・強化

- 凡 例 -
: 計画, : 実績

○ 計画,実績

- ・ H19.4.6:平成19年度教育・訓練計画の策定
- ・ H19.11:e-ラーニングの導入開始
- 階層別教育実績
- ・ H19.5.22-23:品質保証監査員の研修(ISO9001 内部監査員コース)(第1回)実施
- ・ H19.6.14:品質保証教育(新入社員)実施
- ・ H19.7.10-11:品質保証監査員の研修(第2回)実施
- ・ H19.7.5-7:第2,3回RCA研修実施
- ・ H19.8.27-31:品質保証審査員のISO研修実施
- ・ H19.8.29-30:品質保証監査員の研修(第3回)実施
- ・ H19.8.27-31:品質保証審査員コースの研修実施
- ・ H19.9.19-20:JEAC4111-2003コース 研修実施
- ・ H19.10.16-17:品質保証監査員の研修(第4回)実施
- ・ H19.11.12:JEAC4111-2003コース 研修実施
- ・ H19.11.19-23:品質保証審査員のISO研修実施(第2回)集合教育実績
- ・ H19.5.24~:平成19年度社長ビデオメッセージ視聴
- ・ H19.11.19:平成19年度品質保証講演会
- QMS教育改善検討会活動実績
- ・ H19.6.8:第1回QMS教育改善検討会実施
- ・ H19.9.25:第2回QMS教育改善検討会実施
- ・ H19.11.21:関電ベンチマーク実施,現在評価中

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・改善した本年度の教育・訓練計画に基づき、QMS教育を計画的に実施している。 ・e-ラーニングの導入決定。 ・第1回QMS教育改善検討会（準備会）を開催し、今後の検討方法を決定した。 ・e-ラーニングの製作中（原稿作成、ナレーション録音済。） ・e-ラーニングの導入済。 	<p>（検証方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QMS教育改善検討会において、教育・訓練の受講者から提出される「教育・訓練実績報告書」等により当該教育訓練の有効性及び今後の改善事項を評価・検討する。 <p>（検証結果）</p>	<p>（自己評価、再発防止対策の有効性評価）</p> <p>（内部監査部門の評価）</p> <p>（次年度への取組み）</p>	

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP6（1）QMSの教育の改善（法令遵守のための保安教育の徹底）

H19年12月末現在

目的	・原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、法令遵守の定着をはかる。 （法令遵守教育は、保安規程・保安規定それぞれからの要求に基づき実施する。）	実施内容	1. 法令遵守のための教育カリキュラムの検討整備 2. 新教育カリキュラムによる保安教育の実施 3. 理解度確認用アンケートの作成、実施・評価・反省。
要求事項	・発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から、判断・遵守に対する考え方の問題点が判明した。「コンプライアンス意識の不足」「法令・保安規定に対する判断・遵守の考え方の甘さ」「社内規定、要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」の問題を解消する必要がある。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. 教育カリキュラム検討				7/13 検討会			9/25 打合せ								検討会：教育訓練検討会
2. 平成19年度保安教育の実施									26.27.28						・7/13 第2回教育訓練検討会にて、保安規程の変更について付議。保安規定関係にあわせてカリキュラムを検討することとした。 ・7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告 9/11 の保安検査（AP6 関連）以降、保安規程。保安規定それぞれからの要求があることが分かるように明記。 9/25 の打ち合わせ結果により、今年度は外部講師による教育を企画することとした。 11/26.27：発電所、11/28：本社 で外部講師による教育を実施。 【教育の位置付け】 再発防止対策のうち、保安規程から要求される法令遵守
3. 平成19年度保安教育の実施結果評価および平成20年度保安教育への反映・実施															再発防止対策のうち、保安規程から要求される法令遵守 検討会（前年度教育教育に位置付ける。H19.12 の保安規定改定後は保安規定訓練の効果等検討）から要求される法令遵守教育にも位置付ける。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・7/13 第2回教育訓練検討会にて、保安規程の変更について付議。この中でコンプライアンスおよび法令遵守の教育項目を追加することを情報提供した。 これに合わせ、保安規定のコンプライアンスおよび法令遵守の教育について検討していくこととした。 ・外部講師による教育を実施した。理解度確認用アンケートを集中中。	（検証方法） ・教育実施後において受講者へのアンケートを実施した。今後、理解度を確認し、評価していく。 （検証結果）	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	・H19年9月28日、保安教育の一環として法令遵守を導入するため、保安規定の変更申請をした。 ・AP5で行う「安全文化の醸成」と一部重複するが実施結果を見て、次回に反映していく。

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP6(2)) 品質保証センターによる活動支援

H19年12月末 現在

目的	QMSの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし、またPDCAが十分に回るようにする。	実施内容	1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等においてアドバイス等の支援活動（サポート）を行うことにより、説明責任を果すためのQMS理解度向上を支援し、合わせて、検査担当課の負担軽減および効率的な業務運営つなげる。 2. QMS 試行・検証段階等での使いやすい観点からの提案（不適合管理関連）
要求事項	1. 発電所員のQMSに対する認識の充実を図る。 ・ 各自が製品である原子力安全の説明責任を果すために、QMS理解度向上の支援。		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等において、アドバイス等の支援活動（サポート）を行う。 ・ 保安検査 ・ 定期事業者検査 ・ 不適合管理（日常業務）等 ・ QMS 試行・検証段階等での修正提案（不適合管理関連）			2号機							1号機						
	試行・検証段階															

- 凡 例 -
：計画 ▽ □：実績

- ・ 6/5～6/29 保安検査対応支援活動
- ・ 5/14～定期事業者検査安全管理審査（文書審査含む）対応支援活動
- ・ 4/1～不適合管理（日常業務）等支援活動
- ・ 8/21 QMS 文書試行・検証について打ち合わせ
- ・ 8/28～30 QMS 文書試行・検証のうちレビュー
- ・ 9/3～9/28 保安検査にてQA（セ）同席しQMSに係わる規制要求事項、当社弱点および改善に向けた取り組みの方向性把握実施・支援
- ・ QA（セ）支援・確認・活動関連
- 9/26 不適、是正処置シミュレーション実施；M保、発
予防処置シミュレーション実施；技・品
- 9/28 不適、是正処置シミュレーション実施；E保、安
内コミ、M/Rのシミュレーション実施；品
文書・記録のシミュレーション実施；総務、品、本部
- 10/1 設計開発のシミュレーション実施；品、保管；
- 10/2 設計開発のシミュレーション実施；E保、M保
- 10/3 調達のシミュレーション実施；保管、安、発
- 10/30 所内監査にあたって監査実施者への監査視点説明（11/12 保安管理業務要領を担当課長へリリース）
- 11/14 保安管理業務の妥当性確認の方法について課長、課長代理クラスに説明実施
- 12/13～26QAセンター員による不適合管理手順の「レビュー」実施

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
1. 保安検査、定期事業者検査、不適合管理（日常業務）等について適宜必要により品質保証センターが各課をサポートしている。 2. 第2WGから保安管理業務要領を担当課長へリリースされ、保安管理業務の妥当性確認を実施中。実施にあたってはQAセンターが妥当性確認の計画書を作成し、担当課長、課長代理クラスに説明を行い、計画書に対してのコメント（他課が絡む業務、抽出する業務の考え方等）を反映した。なお不適合管理の仕組みの試行・検証は12月末を計画。	1. 業務の中で適宜取り組む活動であることから対策の検証方法等について特に定めない。なお、改善活動に密接に関係する不適合管理の仕組みについてはこの度初めてグレード分けの概念を適用することから、業務のツールとして活用できることを試行・検証段階のシミュレーションにおいてQAセンター員を参加させて確認する。	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力） アクションプラン進捗管理表（AP6（3）技術継承施策の実施(力量の明確化)）

H19年12月末 現在

目的	効果的な人材育成と技術力の向上を図る。	実施内容	1. 新力量の詳細検討 各課・担当別の業務遂行に必要な力量を抽出および設定する。 2. 教育訓練カリキュラム策定 上記の力量取得のための教育訓練カリキュラムを策定する。 3. 教育訓練の有効性評価 確認試験問題作成
要求事項	・保安検査での指摘事項への対応（原子力安全に係る業務に従事する要員に対し、共通的な力量について作成し、運用しているが、業務に適合した力量についても設定の必要がある。） ・知識に関する知識不足を補うための教育訓練カリキュラムを策定する必要がある。 ・実施した教育・訓練の有効性評価方法について、検討する必要がある。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. 概念検討			5/10教育訓練検討会	7/13教育訓練検討会					11/22教育訓練検討会 (検討状況報告)						
2. 新力量の詳細検討					W/G 設置										新力量制度の導入
3. 教育訓練カリキュラム策定															教育の実施
4. 確認試験問題作成															問題作成 教育訓練検討会方針スケジュール 一部導入・継続作成

- 凡例 -
 : 計画, : 実績

- 5/10 教育訓練検討会を実施
新力量原案について検討
- 7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。
- 7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告
- 8月より各WGにて検討開始
- 11/22 第3回教育訓練検討会において、WGでの検討状況報告。今後、問題点等抽出し、事業所間で調整する。
- 12/20 第4回教育訓練検討会において、今後のスケジュール案について提示。各事業所で検討を行う。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
・新力量の設定方法について、原子力部門の各教育訓練主管箇所で検討中。 ・7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。 ・本部、発電所、建設所各WGにて担当毎の教育訓練項目策定中（WG開催日：本部；8/31,9/27,10/17,30,11/13,27,12/19 発電所；8/23,9/6,10/23,25,11/14,20,21 建設所；9/3,18）	（検証方法） ・確認試験の導入・実施 （検証結果）	（自己評価、再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP6(3)) 技術継承施策の実施(暗黙知の形式知化施策の実施)

H19年12月末 現在

目的	作業における暗黙知を形式知化する。	実施内容	1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し
要求事項	(1) 作業手順書の中にノウハウに関する記載を充実させる。		

具体的な行動計画													- 凡 例 - : 計画, ▼ □: 実績		<ul style="list-style-type: none"> 2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業を実施済み。 3次文書策定完了 保守管理要領改定完了
実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し															
保守管理要領等に反映し、継続的に改善可能とした。(完了)															

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価, 次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> 2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業完了 3次文書(手順書)策定完了 保守管理要領改定完了(11月26日) 	(検証方法) なし。 (検証結果)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (A P 7 (1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善)

H 1 9 年 1 2 月 末 現在

目的	協力会社と十分なコミュニケーションをとる	実施内容	1. 協力会社とのコミュニケーションの分析と改善
要求事項	(1) 協力会社へ、調達要求事項を確実に伝える。 (2) 協力会社から、設備情報・改善要望事項等を得る。 (3) 協力会社とのコミュニケーションの明確化		

具体的な行動計画													- 凡 例 - : 計画, ▼ □: 実績		・第2WG (保守管理要領の見直し) の中で活動 (2 回 / 週) ・改善策の検討終了 ・QMS文書への反映内容について、検討中
実施項目	スケジュール (平成 19 年度)												平成 20 年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. 協力会社とのコミュニケーションの分析と改善			■		■		■		■			■			
					■		■		■			■			
											■				

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (有効性評価, 次年度への取組み)	備考 (懸案事項他)
・現状のコミュニケーションの分析終了 (7 月末 : 目標どおり) ・分析結果に基づく改善策の要否終了 ・QMS文書への反映検討中	(検証方法) 第 2 W G での評価 (検証結果)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP7(2)中央大における動向把握）

H19年12月末 現在

目的	民間規格の調達要求事項が全国大で見直しされており、当社QMSへ確実に反映する必要がある。一方、当社QMSの取り組みとして、中央大の会議体に積極的に参加しておらず、規格の要求する意図を十分に理解していなかった。このため、今後、積極的に会議体に参加し、当社の意思表示をするとともに規格の要求する意図を把握することを目的とする。		0. 原子力品質保証担当の人員強化（実施済みH18.11.12;H19.2） 1. 調達管理チームへの参加（JEAG4121 追補版（調達）の作成，JEAC・JEAG定期見直し（調達関係）） 2. QMS関連の会議体への参加による情報収集（調達以外） 3. RCAガイド検討チームへの参加（JEAG4121 追補版（RCA）の作成） 4. レビューチームへの参加（JEAC・JEAG定期見直し作業（調達関係を除く）） 5. 再発防止対策の実効性を高めるため、既存会議体などを通じた定期的な情報交換・議論により、当社への反映について検討していく。
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、全国大（電気協会等）で「調達管理」に関する議論がなされており、改善方策を確実に取り込んでいく（安全管理技評価WG） ・各種委員会等への参加（NISA 文書関連の検討委員会（電事連等））（根本原因分析）（根本原因分析の結果、課題「NISA 文書等の外部文書を本部・発電所とも十分に咀嚼して共有する必要がある」に対して、QMS 活動を推進する上での環境整備として実施する是正処置） ・第1回企業倫理委員会提言 への対応（原子力については、定期的な情報交換の場を設けることについて検討する必要がある。） 	実施内容	

実施項目	スケジュール（平成19年度）													平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. 調達管理チームへの参加	JEAG4121 追補版（調達）作成 パブコメ 6/27 - 8/26 ← 9/5 制定 5/18 6/28 7/25 8/2 9/3 9/25 10/18 10/30 11/21 定期改定作業 中間案報告 ⇔ 制定 パブコメ														
2. QMS関連の会議体への参加による情報収集 品質保証分科会，品質保証検討会	6/6 7/19 8/21 8/28 11/6 11/16 ⇔ 制定														
3. RCAガイド検討チームへの参加	JEAG4121 追補版（RCA）作成 6/6 9/26 開始 11/25 終了 12/5 制定 パブコメ														
4. レビューチームへの参加	7/9 8/3 9/4 10/18 11/21 定期改定作業 中間案報告 ⇔ 制定 パブコメ														
5. 既存会議体などを通じた、定期的な情報交換・議論	9/28 10/25 (串証委員余) 11/28														

- 凡 例 -
 : 計画, : 実績

1. 調達管理チーム
 ・5/18 調達ガイド案の審議
 ・6/28 定期改定について
 ・7/25 パブコメ対応について
 ・8/2～11/21 定期改定案の審議
 2. QMS関連の会議体への参加による情報収集
 品質保証分科会
 ・8/28 調達ガイドパブコメ対応,RCA ガイド上程案の審議
 ・11/16 RCA ガイドパブコメ対応案の審議
 品質保証検討会
 ・6/6 本年度活動計画,RCA ガイド,調達ガイドの検討状況について
 ・7/19 RCA ガイドの審議
 ・8/21 調達ガイドパブコメ対応,RCA ガイド上程案の審議
 ・11/6 RCA ガイドパブコメ対応案の審議
 (その他)
 3. RCAガイド検討チーム
 ・6/6 ガイド案の審議
 4. レビューチーム
 ・7/9 定期改定(レビュー)の進め方,レビュー分担の決定
 ・8/3,9/4,10/18,11/21 レビュー案の審議
 5. 定期的な情報交換
 ・9/28 電事連 品質保証委員会にて当社の再発防止への取組みを紹介
 ・10/25 電事連 品質保証委員会にて各社のQMS,マネジメントレビューの課題について紹介
 ・11/28 電事連 品質保証委員会にて当社の安全文化醸成への取組みを紹介

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・JEAG追補版（調達，RCA）作成作業完了。 ・定期改定作業へ参画中（社内システムへの反映のため、情報収集中）。 ・既存会議体などを通じた、定期的な情報交換実施中。 	（検証方法） ・JEAG追補版記載事項のQMS文書への反映をレビュー（規格制定後） （検証結果） ・JEAG追補版（調達，RCA）記載事項がQMS文書へ反映されていることを確認した	（自己評価，再発防止対策の有効性評価） （内部監査部門の評価） （次年度の取組み）	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP7(3)調達管理要領の見直し）（AP7(4)発注仕様書の見直し）

H19年12月末 現在

目的	調達管理を適切に実施する。	実施内容	1. AP7(3)調達管理要領の見直し 2. AP7(4)RCA等発注仕様書の見直し
要求事項	(1) JEAG4121-2005(2007年追補版)		

具体的な行動計画														- 凡例 - □: 計画, ▽ □: 実績		<ul style="list-style-type: none"> ・JEAG4121 改定情報の収集 ・調達管理要領の策定中
実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. AP7(3)調達管理要領の見直し																
JEAG4121-2005(2007年追補版)の要求事項を反映した調達管理要領の策定																
2. AP7(4)発注仕様書の見直し																
調達管理要領を満足する標準発注仕様書の策定・QMS文書への反映																

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価, 次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> ・JEAG4121 改定情報の収集(パブコメ版入手) ・調達管理要領へ改善要望コメント中 ・調達管理要領策定中(進捗率: 90%) 	(検証方法) AP1第7章の調達管理の検証の中で実施 (検証結果)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(有効性評価,次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<p>保安規定の変更(省令改正 / 審査内規)</p> <p>第50次改正変更認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月30日 バブコメ終了 ・8月 9日 公布 ・9月28日 変更認可申請 <p>第50次改正補正申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日 ヒアリング ・10月30日 ヒアリング ・11月26日 補正申請 ・12月13日 保安規定第50次改正認可 ・12月14日 日施行 <p>第51次改正変更認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月30日 変更認可申請 ・12月13日 保安規定第51次改正認可 ・12月14日 日施行 	<p>(検証方法)</p> <p>省令改正に対応した保安規定の改正,関係要領類の改正または新規制定がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安委員会で審議する。 ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する。 <p>(3)運用の確認</p> <p>あるべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 保安活動で使用する文書について,承認を含めた管理の方法,体系的なつながりが明確に示される。 (2)メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置 保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用方法が定められ運用される。 <p>確認項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 保安活動で使用する文書について,承認を含めた管理の方法,体系的なつながりが明確に示される。 (2)メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置 保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用方法が定められ運用される。 	<p>(自己評価,再発防止対策の有効性評価)</p> <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(次年度への取組み)</p>	<p>備考(懸案事項他)</p>

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP7(6)委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定)

H19年12月末現在

目的	法令に基づく検査業務のうち、定期検査中の検査は国が検査への立会いや検査方法の審査を行っていること、また、協定に基づく環境放射能の測定等については当社による測定や自動測定により行っていることから、検査業務全般を委託により実施している補助ボイラばい煙測定を検査業務適正性確保に向けた取り組み対象検査業務とし、データ改ざん防止等のルールを設定する。	実施内容	1. 改ざん防止のためのルールの設定 検査結果の透明性・正確性の確保ならびに確実なチェック等を通じた当社の当事者意識の涵養や管理・監督責任の適切な履行等の観点から、委託における検査業務のルール設定を行なう。 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 当社と委託先の双方において恣意的な取扱いが生じることのないよう規律ある協力関係を構築する。 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 検査業務等に係る法令の重要性や実務面の知識の向上に関する内容を織り込んだ教育を実施する。
要求事項	土用ダム問題等の再発防止策における法令に基づく検査業務の適正性確保のため、チェック体制の整備を図る。		

実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度		- 凡例 - : 計画 ▽ : 実績	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. 改ざん防止のためのルール設定 ・手順書に改ざん防止の手順を定める。 ・改ざん防止ルール実施に係る委託先との調整。			手順の策定 委託先との調整													・6/29 委託先と報告等のルール設定に係る具体的内容について打合せを実施。 ・7/31 委託先へデータ改ざん防止のルール設定(案)、契約上の手続等について提示。 ・8/31 委託先へデータ改ざん防止のルール設定等の手続実施。 ・9/6 委託先からデータ改ざん防止のルール設定等に係る実施内容を記載した文書を受領。 ・9/7 手順書改正(測定に係る確認事項の追加)
2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・委託検査業務に関して第三者によるサンプル測定導入等の検討。 ・委託先との調整、測定の実施			第三者によるサンプル測定導入等の検討													・7/5 委託先に当社の取り組み内容を説明実施。 ・11/30 第三者機関によるサンプル測定の実施方法策定。 ・12/12 第三者機関とばい煙測定実施方法の打合せを実施。 ・12/27 第三者機関とばい煙測定の委託契約完了。 (ばい煙測定: 1/18 実施予定)
3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・作業着手前に検査委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施する。 ・教育効果の確認をアンケート等で確認する ・毎年度、業務委託着手前に教育を実施する。		▽														・12/25 法令遵守教育効果確認(アンケート調査実施)
4. 内部監査 ・ルールの設定、実施状況等について内部監査を受ける。																・12/13 原子力安全管理監査の実施。(ルールの設定、実施状況) ・第三者機関によるサンプル測定に係る監査(1月実施予定)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
1. 改ざん防止のためのルール設定 ・手順書の改正。(完了:9/7) ・実施に係る委託先との調整。(完了9/6) 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・第三者機関とばい煙測定の委託契約。(完了12/27) (ばい煙測定: 1/18 実施予定) 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・6月1日に委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施。	(検証方法) ・委託先の受託仕様書等に当社要求事項が記載されていることを確認する。 ・データ改ざん防止のためのルールが設定、実施されていること、委託先関係者教育の実施状況等について内部監査を受ける。 (検証結果)	(自己評価、再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<p>保安規定の変更(変更命令対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 補正申請を8月21日に実施 8月31日保安規定第49次改正認可 9月12日施行 <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月26日 原子炉主任技術者との懇談 11月20日 社長への保安監督状況報告(原子炉主任技術者) 11月21日 1号機燃料取替装置 燃料把握機の変形事象(事故・故障報告事象である旨の社長への連絡) 	<p>(検証方法)</p> <p>保安規定変更命令に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する 保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安運営委員会で審議する 保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する 要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認</p> <p>原子炉主任技術者のあるべき姿 組織面等においても、発電所の保安組織からの独立性を確保し、経営責任者に対し直接報告できる体制のうえに立ち、保安の監督業務を支障なく果たせる。</p> <p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安に係る情報が入る体制となっていることおよび情報が適切に入っていることを、適宜原子炉主任技術者と発電所長との懇談を通して確認する。 国に報告すべき事象等が発生した場合、経営責任者に直接報告されていることを記録により確認する。 保安業務が支障なく果たしていることを、原子炉主任技術者および発電所長との懇談を通して評価するとともに、原子炉主任技術者の保安業務量について他社との比較を行い評価する。 	<p>(自己評価、再発防止対策の有効性評価)</p> <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(次年度の取組み)</p>	
	<p>(検証結果)</p> <p>(1)保安規定変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安院とのヒアリングを通して変更命令で意図する内容で7月31日に保安規定変更申請を実施した。また、変更申請にあたっては、保安規定改正内容の他、保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め、原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム、QMS検討会で審議した。 <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会、原子力発電保安委員会、品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議した。 <p>(3)運用の確認</p>		

実施箇所： 電源事業本部(原子力)

H19年12月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(2) - 1保安規定の変更(変更命令))

目的	発電設備の総点検結果を踏まえた、保安規定の変更命令、国からの行政処分に対し、経営責任者の関与、原子炉主任技術者の位置付けを明確にするとともに、経営責任者への報告、保修工事に係る記録の保存等について明確にする。		1. 保安規定の変更(変更命令対応)(平成19年7月末までに変更認可申請) (1)の対応 適切な報告がなされる体制を構築するため、報告すべき事象が確実に報告されるように、第120条(報告)において、社長に報告すべき事象を明確にする。 報告すべき内容が正確となるよう所長および原子炉主任技術者の2つのルートにより社長へ報告することで確実な情報が報告される体制とする。 社長への報告は、あらかじめ定められた経路に従い、電話、電子メール等の手段で行われることを二次文書に明記する。また、タイムリーな報告に対しては、報告すべき職位が不在の場合にも確実に報告されるよう具体的方法については、二次文書に明記する。 報告がなされる体制を構築するために、第120条の2項において、所長から社長へ報告する旨を規定する。現行の関与に加え、第120条(報告)第1項の事象が発生した場合、社長は所長および原子炉主任技術者からの報告を受け、報告内容に応じた指示を行うことを保安規定に明記し、社長の直接的関与を強める。 保安規定の条文中において、社長へ報告すべき場合を規定し、不明確とならないようにする。 報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合に、「積極的に、報告をするために、第120条(報告)第1項に規定する事象に「該当するおそれがある場合」についても発電所長および主任技術者に報告する旨、第120条に規定する。
要求事項	1. 保安規定の変更(変更命令対応) (1) 国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事象が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化 (2) 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保 (3) 運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 (4) 安全上重要な機器等の保修工事に係る記録の追加	実施内容	(2)の対応 AP活動推進管理表(AOP8(1)原子炉主任技術者の独立体制)で対応 (3)の対応 運転上の制限からの逸脱時、安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じた場合、原子炉主任技術者が、自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告するよう保安規定に定める。 (4)の対応 安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を作成して保存すべき記録の対象に含めるよう保安規定に明記する。 安全上重要な機器等の保修工事に係る記録として保存することを保安規定に明記する。 法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存することを保安規定に明記する。

具体的な行動計画

- 凡例 -
 :計画 :実績

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度									進捗状況, 今後の予定	完了事項
	上期						下期						上期				下期						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
保安規定の変更(変更命令対応) a. 国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事象が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化 b. 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保 c. 運転制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 d. 安全上重要な機器等の保修工事に係る記録の追加																					保安規定改正 ・第1回ヒアリング(6/8) ・第2回ヒアリング(6/25) ・第3回ヒアリング(7/5) ・第4回ヒアリング(7/13) ・第5回ヒアリング(7/20) ・第6回ヒアリング(7/24) ・7月31日変更認可申請 QMS検討チーム(7/18) QMS検討会(7/24) 保安委員会(7/18) 本部運営会議(6/12) テレビ会議 発電所-本部(6/27) 要領書類改正・制定 保安運営委員会(9/4) 保安委員会(9/5) 品質保証委員会(9/5)	保安規定改正 -1-1: 第1回ヒアリング議事 -1-2: 第2回ヒアリング議事 -1-3: 第3回ヒアリング議事 -1-4: 第4回ヒアリング議事 -1-5: 第5回ヒアリング議事 -1-6: 第6回ヒアリング議事 -3: QMS検討チーム資料 -4: QMS検討会資料 -5: 保安委員会資料 本部運営会議 -2: 会議資料 -6: テレビ会議 -7 保安運営委員会資料 -8 保安委員会資料 -9 品質保証委員会資料	

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(有効性評価, 次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<p>保安規定の変更(変更命令対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 補正申請を8月21日に実施 8月31日保安規定第49次改正認可 9月12日施行 <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月26日 原子炉主任技術者との懇談 発電所への保安規定変更説明 11月21日 1号機燃料取替装置、燃料把握機の変形事象(事故・故障報告事象である旨の社長への連絡 :主任技術者, 所長) 	<p>(検証方法)</p> <p>保安規定変更命令に対応した保安規定の改正, 関係要領類の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する 保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安委員会で審議する 保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する 要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認</p> <p>経営責任者のあるべき姿 国に対する報告を行うべき事象等の保安に関する情報に対し、原子力安全を最優先した指示ができる。</p> <p>確認項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 国に対する報告を行うべき事象等の報告に対し、原子力安全を最優先した指示ができていないことを、記録で確認する。 原子炉主任技術者、発電所長、保安委員会委員長から、保安に関する報告が適切に行われていることを、記録で確認する。 経営責任者が出席する保安に関する会議における発言内容を確認し、原子力安全を最優先したのものとなっているかを評価する。 	<p>(自己評価, 再発防止対策の有効性評価)</p> <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(次年度への取組み)</p>	
	<p>(検証結果)</p> <p>(1)保安規定変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安院とのヒアリングを通して変更命令で意図する内容で7月31日に保安規定変更申請を実施した。また、変更申請にあたっては、保安規定改正内容の他、保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め、原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム、QMS検討会で審議した。 <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会、原子力発電保安委員会、品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議した。 <p>(3)運用の確認</p>		

実施箇所： 電源事業本部(原子力)

H19年12月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(2) - 2 保安規定の変更(省令改正 / 審査内規)

<p>目的</p>	<p>発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき、法令遵守体制(責任者の関与、安全文化醸成、情報の公開、国への報告)等に関しての対応を明確にする。</p>		<p>保安規定の変更(省令改正 / 審査内規)(平成19年9月末までに変更認可申請, 根本原因分析については11月末)</p>
<p>要求事項</p>	<p>保安規定の変更(省令改正 / 審査内規) (1)法令遵守のための体制に関する事(第16条一項第一号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (2)安全文化を醸成するための体制に関する事(第16条一項第二号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (3)事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること(第16条一項第十九号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (4)公開可能な安全上重要な情報の発信に関する事(第16条一項第二十二号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (5)原子炉主任技術者の独立性に関する事(第16条一項第四号) (6)作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事(第16条一項第二十号) (7)保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報の共有に関する事(第16条一項第二十一号) (8)保安規定の遵守に関する事(第16条一項第五号ロ(1)) (9)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関する事(第16条一項第十六号) (10)警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関する事(第7条第一項) (11)作業手順書の遵守に関する事(第7条の四第一項) (12)運転上の制限を逸脱した場合の報告に関する事(第12条第九号) (13)外部から物品または役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること(第7条の三の五第二号) (14)不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと(根本原因分析手順を含む)(第7条の三の七第二号) (15)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事(第16条第一項第十二号) (16)原子炉施設の保守管理に関する事(第16条第一項第十七号) (17)安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施に関する事(第16条の二第二項)</p>	<p>実施内容</p>	<p>(1)の対応 (具体的な検討はAP5(4)(安全文化醸成)で実施) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 (2)の対応 (具体的な検討はAP5(4)(安全文化醸成)で実施) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 (3)の対応 (具体的な検討はAP3(2)(根本原因分析の確実な実施)で実施) 原子炉施設の品質保証に関する事の中で、以下について記載されていること。(11月30日に申請) ガイドラインを踏まえた根本原因分析の方法および根本原因分析を実施するための体制。 (4)の対応 原子炉施設の保安の向上を図るため、統一した公開基準であるニューシアの登録基準(トラブル情報, 保安品質情報に係る基準)に従い公表し、情報共有化ツールであるニューシアを活用し情報の共有化を図ることを規定する。 (5)の対応 (具体的な検討はAP8(1)(原子炉主任技術者の独立体制)で実施) 原子炉主任技術者が保安の監督を十全に果たすことができるようにするため、発電所の保安組織から独立し、保安の監督を適切に行うための必要な権限が明確にされていること。 (6)の対応 (具体的な検討はAP7(5)保安の措置のために講ずべき措置)で実施) 原子炉施設の保安活動で使用する文書について、承認を含めた管理の方法が明確に定められ、体系的なつながりが明確に示されていること。 (7)の対応 (具体的な検討はAP7(5)保安の措置のために講ずべき措置)で実施) 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報が他の原子炉設置者と共有され、自らの原子炉施設の保安を向上させるための処置が示されていること。 (8)の対応 関係法令および保安規定の遵守を徹底する観点から、具体的な保安教育の内容が定められており、その見直し頻度等について定められていること。 (9)の対応 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明記されていること。 (10)の対応 警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関する事が明記されていること。(9月30日施行) 保安検査官室への端末機設置, エスコートフリーの常時受け入れ, 運転データの監視, 警報印字記録の監視が検討されていること。 (11)の対応 (具体的な検討はAP7(5)保安の措置のために講ずべき措置)で実施) 要領書, 作業手順書その他保安に関する文書が定められ遵守することが明記されていること。 (12)の対応 運転上の制限を逸脱した場合直ちに経済産業大臣に報告することが明記されていること。(9月30日施行) (13)の対応 (具体的な検討はAP7(5)保安の措置のために講ずべき措置)で実施) 外部から物品または役務を調達する場合、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法が定められていること。 (14)の対応 (具体的な検討はAP3(2)(根本原因分析の確実な実施)で実施) 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行う(根本原因分析手順を含む)方法が定められていること。(根本原因分析に関しては、(3)と合わせて11月30日に申請) (15)の対応 巡視および点検に関する事。巡視点検中に発見された事象については、ルールに従い対処することが定められていること。 (16)の対応 保守管理活動において、法令上手続きが必要な工事については、その手続きが確実に行われるルールが定められていること。 (17)の対応 (具体的にはAP8(4)(直近の定期検査における特別な検査への対応)で実施) 安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査が実施されること(2号機第14回定期検査における停止操作から)</p>

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度					進捗状況, 今後の予定	完了事項	
	上期						下期						上期							下期
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
保安規定の変更(省令改正/審査内規) (1)法令遵守のための体制に関する事 (2)安全文化を醸成するための体制に関する事 (3)事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること (4)公開可能な安全上重要な情報の発信に関する事 (5)原子炉主任技術者の独立性に関する事 (6)作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事 (7)保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報の共有に関する事 (8)保安規定の遵守に関する事 (9)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関する事 (10)警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関する事(9月30日施行) (11)作業手順書の遵守に関する事 (12)運転上の制限を逸脱した場合の報告に関する事(9月30日施行) (13)外部から物品または役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること (14)不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと(根本原因分析手順を含む) (15)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置関すること (16)原子炉施設の保守管理に関する事 (17)安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施に関する事																			保安規定改正 ・第1回ヒアリング(9/7) ・第2回ヒアリング(9/19) 9/28変更認可申請 QMS検討チーム(9/25) QMS検討会(9/25) 保安委員会(9/25) ・補正申請ヒアリング(10/26) ・補正申請ヒアリング(10/30) 11/26 補正申請 11/30 変更認可申請 QMS検討チーム(11/19) QMS検討会(11/26) 保安委員会(11/21) 要領書類改正・制定 品質保証運営委員会(11/27) 品質保証委員会 (11/26, 12/10)	保安規定改正 -1-1:第1回ヒアリング議事 -1-2:第2回ヒアリング議事 9/28変更認可申請 -3:QMS検討チーム資料 -4:QMS検討会資料 -5:保安委員会資料 -1-3:第1回ヒアリング議事 -1-4:第2回ヒアリング議事 -6:QMS検討チーム資料 -7:QMS検討会資料 -8:保安委員会資料

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価, 次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
<p>保安規定の変更(省令改正 / 審査内規)</p> <p>第50次改正変更認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月30日 バブコメ終了 ・8月9日 公布 ・9月28日 変更認可申請 <p>第50次改正補正申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日 ヒアリング ・10月30日 ヒアリング ・11月26日 補正申請 ・12月13日 保安規定第50次改正認可 ・12月14日 日施行 <p>第51次改正変更認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月30日 変更認可申請 ・12月13日 保安規定第51次改正認可 ・12月14日 日施行 	<p>(検証方法)</p> <p>省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正, 関係要領類の改正または新規規定がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安委員会で審議する ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認 あるべき姿</p> <p>(1)公開可能な安全上重要な情報の発信 安全上重要な情報を発信を確実に行われるルール・手順が定められ運用される。</p> <p>(2)保安規定の遵守 保安規定違反行為がない。</p> <p>(3)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告 記録および報告内容に不正行為がない。</p> <p>(4)警報発生装置から発せられた警報内容の保存 警報内容の保存が確実に行われるルール・手順が定められ運用される。</p> <p>(5)運転上の制限を逸脱した場合の報告 運転上の制限を逸脱した場合の報告が確実に行われる方法が定められ運用される。</p> <p>(6)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置 巡視及び点検並びにこれらに伴う処置が確実に行われる方法が定められ運用される。</p> <p>(7)原子炉施設の保守管理 法令上手続きが必要な工事について, その手続きが確実に行われるルールが定められ運用される。</p>	<p>(自己評価, 再発防止対策の有効性評価)</p> <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(次年度の取組み)</p> <p>確認項目</p> <p>(1)公開可能な安全上重要な情報の発信 ニューシア登録手順書に基づき安全上重要な情報の発信がされていることをニューシア登録状況(1回 / 四半期)で確認する。</p> <p>(2)保安規定の遵守 保安規定違反となる行為のないことをもって評価する。</p> <p>(3)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告 記録および報告内容に不正行為がないことをもって評価する。</p> <p>(4)警報発生装置から発せられた警報内容の保存 警報内容の保存が確実に行われるルール・手順が定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。</p> <p>(5)運転上の制限を逸脱した場合の報告 運転上の制限を逸脱した場合の報告が確実に行われる方法が定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。</p> <p>(6)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置 巡視及び点検並びにこれらに伴う処置が確実に行われる方法が定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。</p> <p>(7)原子炉施設の保守管理 法令上手続きが必要な工事について, その手続きが確実に行われるルールが定められ運用されていることを要領類および記録で確認する。</p>	
<p>実績</p> <p>11月28日 法令遵守教育(総括担当主管) 対象: 電源事業本部</p> <p>11月19日から 安全文化醸成(eラーニング) JNES(eラーニング)</p>	<p>(検証結果)</p> <p>(1)保安規定変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安院とのヒアリングを通して省令改正の意図する内容で9月28日, 11月30日に保安規定変更申請を実施した。また, 変更申請にあたっては, 保安規定改正内容の他, 保安規定改正に伴う要領類への記載内容も含め, 原子力発電保安委員会およびQMS検討チーム, QMS検討会で審議した。 <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領書類改正または制定にあたっては原子力発電保安運営委員会, 原子力発電保安委員会, 品質保証運営委員会(本部・発電所), 品質保証委員会で審議した。 <p>(3)運用の確認</p>		

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

[方針] 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進めることを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。」

実施箇所： 電源事業本部(原子力)

H19年12月末 現在

アクションプラン進捗管理表 (AP8(3) 検査制度の見直しに対する対応)

目的	原子力安全委員会決定を踏まえ、原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計(保全計画の充実等)への対応を行う。	実施内容	検査制度の見直しに対する対応(平成20年4月変更認可申請 延期) プラント毎の保守管理活動を保全計画の策定を通じて充実強化させ、検査もプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行するための、省令改正を受け、その意図することを検討の上保安規定に反映する。(H19年8月末省令改正案発出予定 延期) 12月末現在未発出
要求事項	(1)保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 (2)定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 (3)プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正 (4)規格基準の透明性の向上		

具体的な行動計画

- 凡 例 -
:計画, :実績

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度						進捗状況、今後の予定	完了事項			
	上期						下期						上期			下期							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月			9月		
検査制度の見直しに対する対応 保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正 規格基準の透明性の向上																							

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
検査制度の見直しに対する対応 12月末時点、省令改正案未提出 国・電事連大での情報を元に、2月から発電所に体制(10名)を引き対応作業を実施している。	(検証方法) 省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 (1)保安規定変更申請(案) 省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安運委員会にて審議する。 保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 (2)要領書類改正または制定 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する。 (3)運用の確認 改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の保全活動が実施管理されていることを、適宜確認する。 (検証結果)	(自己評価、再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(4)直近の定期検査における特別な検査への対応)

H19年12月末 現在

目的	直近の定期検査において、国(NISA, JNES)が実施する特別な検査を受検する。	実施内容	【特別な検査の実施概要】 1. 確認場所 事業者検査において、同時に確認する場所が2箇所以上ある場合には、各々の箇所で検査官が立会検査を実施。(複数の確認場所が同時にある場合には、抜き取りで確認場所を選定。) 2. 検査前状態(条件)確認 検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成が検査要領書等に記載された状態であることを確認。検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成について処置方法が適切に定められていることの確認。 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し、安全性の向上につなげる。 安全確保に必要な設備、要領類のレビュー 運転操作要領書・定期点検要領書(当該設備を含む)等、安全確保に必要なものについてレビューし、必要に応じて保安運営委員会において評価を受ける。
要求事項	国の要求事項に基づく特別な検査の受検 ・「特別な検査の実施について(平成19年5月8日原子力発電検査課)」 ・「定期検査における特別な検査の実施について(平成19年5月8日原子力発電検査課制定)」		

- 凡例 - : 計画, ■: 実績															
具体的な行動計画															
実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
直近の定期検査における特別な検査		5/8 ■ 2号機第14回定期検査			8/10				12/5 ■ 1号機第27回定期検査						
					■ 安全確保に必要な設備、要領類のレビュー										
2号機第14回定期検査(H19.5.8~H19.8.10)において、国(NISA, JNES)による特別な検査が以下の観点で実施された。 2号機第14回定期検査では、定期検査対象項目(クラス) 64項目の全ておよび設備総点検のNISA評価で区分 となった非常用DEG関連の定期事業者検査(クラス) 3件が定期安全管理審査(追加実地審査)として特別な検査が実施され、いずれも指摘事項はなく適切に実施されたとの評価を受けた。 また、1号機第27回定期検査(H19.12.5~H20.5上旬予定)では、定期検査対象項目(クラス) 63項目の全ておよび設備総点検のNISA評価で区分 となった高圧注水系関連の定期事業者検査(クラス) 1件が定期安全管理審査(追加実地審査)として特別な検査が実施される予定である。															
【同時に確認する場所が、2箇所以上ある場合について】 操作と同時に動作する機器等がある場合には、検査官は二手に分かれ確認する。なお、現場においては、複数箇所が同時に動作する場合には、抜き取りにより確認場所を選択する。 またこの場合、中央操作室の計器の指示値と現場の計器の指示値について比較し、同様の指示値であることを確認する。					【検査前状態(条件)の確認について】(つづき) 弁やポンプ等については、動力電源が投入されていることを電源盤にて確認する。 検査要領書等に基づく確認書類により、安全装置の構成(作動状況)を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。 原子炉施設保安規定や原子炉プラント停止時の安全管理要領等により、設置者が実施した原子炉停止中の安全装置の構成(作動状況)が検査実施時のプラントの状態や停止時の安全管理事項に対して適切であることを確認する。 総合負荷性能検査においては、制御盤等に不要な処置がなされていないことを確認するものとし、不要な処置がなされていないことが確認できた場合は添付資料の「特別な検査の実施概要」に「該当なし」と記載する。										
【検査前状態(条件)の確認について】 検査要領書に基づく確認リストや作業依頼票により、弁の開閉の状態を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。 制御盤のリフトやジャンパーが許可されたとおり実施されていることを確認する。 不自然な計器等が設置(接続)されていないか確認(第2中操等を含む)する。なお設置が視認された場合には、その目的を確認する。					【今後の検査にフィードバックすべき事項について】 既存の改善の仕組みに加え、特別な検査において自主的に改善した方が良いと気付いた事項を提出してもらい改善につなげる。										

- H19.4.6
2号機14回定期検査申請、定期安全管理審査申請書
- H19.5.7: METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出
保安規定変更命令
METI 対応の30項目行動計画策定
- H19.11.2
1号機27回定期検査申請、定期安全管理審査申請書
- H19.11.9
今後の検査にフィードバックすべき事項についての改善方針を策定

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
2号機第14回定期検査実績(受検検査数) NISA定期検査対象(クラス) 7/7件 JNES定期検査対象(クラス) 57/57件	(検証方法)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価)	
1号機第27回定期検査実績(受検検査数) NISA定期検査対象(クラス) 0/7件 JNES定期検査対象(クラス) 2/56件	(検証結果)	(内部監査部門の評価)	
		(次年度の取組み)	

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (A P 8 (5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応)

H 1 9 年 1 2 月 末 現在

目的	島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監査・監督	実施内容	(保安検査の特別な監査・監督) 1. 特別原子力施設監督官による監査・監督 2. 保安検査期間を延長した特別な保安検査 改正された保安規定の遵守状況確認 定例試験(安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行なわれた試験等)への立会による機器等の健全性確認 再発防止対策の取組み状況確認 保安検査結果のフォロー 1. 各回の保安検査結果監視事項等の処置計画表作成・提出 2. 同上処置計画の実施結果評価 今後の検査へのフィードバック 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し、安全性の向上につなげる。
要求事項	国の要求に基づく、19年度保安検査の受検 ・ 特別原子力施設監督官による監査・監督への適切な対応 ・ 保安検査期間を延長した特別な保安検査への適切な説明及び対応		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
19年度保安検査受検 ・ 第1回～第4回の保安検査期間： 通常3週間 今年度4週間	4/27 特別原子力施設監督官発令(METI) ▽ 9/12 保安規定改正施行(第49次) ▽ 5/7 30項目の具体的な行動計画策定(METI) ▽ 11/30 保安規定変更申請(第51次) 7/31 保安規定変更申請 ▽ 9/28 保安規定変更申請(第50次)													
	6/5 6/29			9/3 9/28			11/26 12/21							
	第1回			第2回			第3回			第4回				
	【主な検査項目】 発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 2号機非常用炉心冷却系ストレーナ取替の実施状況 過去の違反事項に係る改善措置状況 マネジメントレビューの実施状況 定例試験の立会及び現場巡視 【検査結果】 ・ 保安規定違反及び監視事項なし ・ 定例試験の立会及び現場巡視結果から軽微な改善事項の指摘			【主な検査項目】 発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 保安規定に基づく地震・火災等発生時の対応準備状況 2号機 J/P センシング ラインの振れ止め防止対策等の実施状況 変更命令により変更認可された保安規定の遵守状況 定例試験の立会及び現場巡視 【検査結果】 ・ 保安規定違反及び監視事項なし ・ 保安規定変更遵守状況について今後も継続して検査する			【主な検査項目】 発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 変更命令により変更認可された保安規定の遵守状況 非常用ディーゼルの異物混入対策の実施状況 定例試験の立会及び現場巡視 (抜打ち検査) 1号機高経年化対策の実施状況 放射性廃棄物管理の実施状況 人身災害の事実確認							

- 凡 例 -
 : 計画 ▽ □ : 実績

H19.5.7: METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出
 保安規定変更命令(原子力関係)の行政処分
 METI 対応の30項目行動計画策定
 H19.5.7: 保安規定変更命令文書(大臣から社長宛)
 H19.7.31 保安規定変更申請(第49次)(8/21一部補正)
 H19.8.31 保安規定認可(施行:9/12)
 H19.9.28 保安規定変更申請(第50次)(11/26一部補正)
 H19.10.1 炉規則改正施行
 H19.11.9 今後の検査にフィードバックすべき事項についての改善方針を策定
 【改善方針】本省の情報に直接ふれる機会であり、保安検査の場を活用して意見交換や疑問の確認を行なう。
 H19.11.30 保安規定変更申請(第51次)
 H19.12.13 保安規定変更認可(施行:12/14)
 H19.12.20 保安規定変更申請(第52次)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
第1回保安検査フォローアップ ・ 改善処置計画表: 9/3 検査官へ提出 第2回保安検査フォローアップ ・ 改善処置計画表: 11/14 検査官へ提出 第3回保安検査: 12/21 完了	(検証方法) (検証結果)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表

【方針】 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(6)制御棒引き抜け等の報告義務化)

H19年12月末 現在

目的	国からの行政処分に関する取組み	実施内容	1、省令改正(制御棒引き抜け等の報告)への対応 【設備面・運用面の対応】 2、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。 3、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。 4、HCU隔離手順の整備
要求事項	省令改正(制御棒引き抜け等の報告) 制御棒自然引き抜け防護対策		

実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1、制御棒引き抜け等の事象について報告			▽ 6/15 省令改正 ▽ 当直長、連絡責任者への周知 故障・トラブル初動対応資料差替											
2、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。				■ 2号機警報分離工事 ■ 手順改正検討 ▽ 7/20 手順改正施行										
3、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。														
4、HCU隔離手順の整備														

- 凡例 -
: 計画 ▽ □ : 実績

- ・実用炉報告基準の運用に関し、6/15付けで省令改正があり、想定外の制御棒引き抜け等の事象について報告が求められた。NISA から内規の通知があり、当直長、連絡責任者に周知し、各人に配布している故障・トラブル初動対応資料を差し替えた。
- ・2号機の警報分離に伴う操作手順の改正 7/20完了
- ・インターロックについては、CRDポンプトリップ方式を採用決定。(10/15)
- ・HCU隔離手順の整備 5/2完了

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(有効性評価、次年度への取組み)	備考(懸案事項他)
・2号機については第4回定検においてCRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離完了。 1号機については、第27回定検において実施予定。 ・インターロックについては、詳細内容検討中。 ・「3.HCU隔離手順の整備」は5/2完了。	【4、HCU隔離手順の整備】 (検証方法) (1)「HCU隔離手順」(案)を保安運営委員会にて審議 (2)2号機第14回定検にて当該手順に基づき隔離操作を実施し、CRがドリフトしないことを確認する (検証結果) (1)保安運営委員会にて審議(4/3,4/25,4/27了承) (2)2号機第14回定検でのHCU隔離時、当該手順により実施し、異常のないことを確認した。 【3、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離】 (検証方法)保安運営委員会にて審議 (検証結果)保安運営委員会にて審議・了承(7/19)	(自己評価,再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(7)原子力発電施設の保安検査の結果の公開)

H19年12月末現在

目的	国による特別な検査を含めた保安検査の結果の公開に同席し、当社の再発防止対策の実施状況について、積極的に情報発信することにより地域の皆さまの信頼回復に寄与する。	実施内容	〔保安検査の特別な監査・監督の内容〕 再発防止対策の実施状況の公表 ・公表資料作成 運転状況の公表 ・公表資料作成
要求事項	保安検査結果の公開 再発防止対策の実施状況の公表		

実施項目	スケジュール (平成19年度)													平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
保安検査結果の公開			第1回			第2回			第3回			第4回			
再発防止対策の実施状況の公表 ・公表資料作成 運転状況の公表 ・公表資料作成															
分析・評価・改善				検査結果公表 7/26			公表 10/29			公表			公表		
				分析・評価			分析・評価			分析・評価			分析・評価		
				改善			改善			改善			改善		
							鹿島町全戸訪問								
							分析・評価								
														継続的改善	

- 凡例 -
 : 計画 ▽ : 実績

保安検査結果の公開
 国による四半期ごとの保安検査結果の公表時に同席し、当該期間中の再発防止対策実施状況、島根原子力発電所の運転状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況を公表する。
 分析・評価 (第1回)
 再発防止対策実施状況や運転状況に係る報道は無かった。報道が無い理由を、ニュース性、新規性、当日の他のニュースの観点から分析・評価した、第2回公表時には報道関係者によりアピールできるよう改善策を検討した。
 分析・評価 (第2回)
 再発防止対策実施状況や運転状況に係る報道は無かったが、新潟県中越沖地震関係で当社の取組みとして説明した自衛消防隊に関する記事が掲載された。
 鹿島町全戸訪問
 11/1~11/21の間で全戸訪問(2,277戸)を実施した。訪問時に寄せられた意見等について集約し、分析・評価を行なった結果、再発防止に関する意見等は特に無かった。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (有効性評価、次年度への取組み)	備考 (懸案事項他)
第1回保安検査結果公表 (検査期間 6/5~6/29) 当社の公表資料について、分析・評価の上、改善箇所を検討した。 第2回保安検査結果公表 (検査期間 9/3~9/28) 前回公表時の反応を踏まえて、改善を加えた資料により公開。報道機関の受け止めについて、分析・評価を行なった。 11/1~11/21にかけて鹿島町全戸訪問結を実施し、分析・評価を行なった。 第3回保安検査結果公表 (検査期間 11/26~12/21)に向けて資料を検討中。(約1ヶ月後公表予定)	(検証方法) 公表時の報道関係者の受け止めおよび報道内容を集約し、次回に反映する。また、下期に計画している鹿島町全戸訪問において地域の皆さまからのご意見を集約し、反映する。 (検証結果)	(自己評価, 再発防止対策の有効性評価) (内部監査部門の評価) (次年度の取組み)	